

山梨県公報

第二千六十一号

平成二十二年

七月二十九日

木曜日

目次

告示

自衛官の平成二十二年年度募集.....四五九

換地計画の決定.....四六〇

道路の区域変更.....四六〇

河川区域の指定の一部改正(二件).....四六〇

廃川敷地等.....四六一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請.....四六一

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出.....四六一

大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出.....四六一

企業局

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程.....四六一

教育委員会

山梨県指定有形文化財の指定の解除.....四六一

監査委員

外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議.....四六三

その他

一般競争入札について.....四六三

告示

山梨県告示第二五十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、自衛官候補生として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成二十二年年度の募集期間及び採用試験の試験期日等を次のとおり告示す

る。

平成二十二年七月二十九日

山梨県知事 横内正明

一 募集種目

平成二十三年三・四月採用陸・海・空自衛官候補生(任期制隊員)

二 受付期間

平成二十二年八月一日(日)から同年九月十日(金)まで

三 受付場所

名 称

所在地及び連絡先

自衛隊山梨地方協力本部

自衛隊山梨地方協力本部甲府募集案内所

自衛隊山梨地方協力本部大月地域事務所

自衛隊山梨地方協力本部

南アルプス募集センター

甲府市北新二丁目七番九号
電話〇五五 二五三 一五九一

甲府市寿町五番三号 飯島ビル
電話〇五五 二二八 六四二七

大月市御太刀二丁目八番十号
電話〇五五四 二二二 一一九八

南アルプス市桃園六百十一番地一
電話〇五五 二八三 五一五〇

四 応募資格

日本国籍を有し、かつ、採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満であること。

五 試験期日

1 平成二十三年三・四月採用(男子)

(一) 筆記試験

平成二十二年九月十八日(土)午後一時四十五分から午後五時まで

(二) 口述試験・身体検査

平成二十二年九月二十日(月)午前八時から午後五時まで及び同月二十七日

2 平成二十三年三・四月採用(女子)

平成二十二年九月二十六日(日)午前八時から午後五時まで
六 試験実施場所

1 平成二十三年三・四月採用(男子)

(一) 筆記試験

山梨県建設業協会甲府支部会館又は山梨県立男女共同参画推進センター

(二) 口述試験・身体検査

陸上自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

2 平成二十三年三・四月採用(女子)

陸上自衛隊北富士駐屯地 南都留郡忍野村忍草三千九十三番地

山梨県告示第二百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営畑総合整備事業笛吹川左岸地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦
覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年七月三十日から平成二十二年八月二十六日まで

三 換地処分をした土地の権利者数

二十九人

四 異議申立期間

平成二十二年八月二十七日から平成二十二年九月十日まで

山梨県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務
所において、この告示の日から平成二十二年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路線名 甲府山梨線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
山梨市北字廻り田一―二三番の一地从先から 山梨市北字廻り田一―一九番地先まで	五・八 七・三	六・五 八・一		三四・五

山梨県告示第二百五十三号

一級河川谷津川に係る河川区域の指定(平成元年山梨県告示第三百九十五号)の一部
を次のように改正する。

平成二十二年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図に係る区域を次のように変更する。

(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事
務所身延管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百五十四号

一級河川山王川に係る河川区域の指定(平成十三年山梨県告示第四百五十七号)の一
部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

第四号図から第七号図までに係る区域を次のように変更する。

(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事
務所に備え置いて縦覧に供する。)

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年十一月二十九日まで縦覧に供する。

平成二十二年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

2 住所 栃木県小山市卒鳥千二百九十三番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 カワチ薬品山之神店

(二) 所在地 山梨県中央市山之神字流通団地三千三百五十五番地

2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千九百七十七平方メートル	千八百七十二平方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後九時三十分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後八時三十分まで	午前八時三十分から午後十時まで

3 変更する年月日

平成二十三年三月十日

三 届出年月日

平成二十二年七月九日

企 業 局

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年七月二十九日

山梨県公営企業管理者 小 林 勝 己

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条に次の一号を加える。

三 自動車重量税及び自動車検査登録手数料

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会

山梨県教育委員会告示第四号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第五条第三項の規定により、次の山梨県指定有形文化財の指定を解除する。

平成二十二年七月二十九日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

有形文化財の部

絵画

名 称	員 数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
絹本着色法 然上人絵伝	二幅	絹本着色 掛軸装 画 絹中二副左右半副一鋪 第一幅 縦一五三・九センチ	山梨県	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号	山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一番地の一山

メートル、横一〇 ・四センチメートル 第二幅 縦一五四・一センチ メートル、横一〇 ・四センチメートル	梨県立博物館
--	--------

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人久保嶋仁の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十九日

山梨県監査委員
 興水 修策
 中込 孝元
 同 同 同
 岡 土屋 孝直 伸

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
古屋 俊一郎	山梨県甲府市上曾根町三六八番地	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
加藤 隆博	山梨県南アルプス市飯野三四五六番地四	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
矢野 邦夫	山梨県甲府市中央四丁目七番一五号	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
小俣 光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二番地一	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日

塩田 龍海	東京都中野区東中野四丁目一〇番一三三号	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
関口 恭三	東京都調布市仙川町二丁目二番地二三	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
日野 克紀	千葉県柏市大津ヶ丘二丁目第二九街区第一号棟第三〇一号室	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
谷川 淳	東京都中野区新井二丁目二番一五号八〇五	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
荒谷 祐介	東京都北区滝野川五丁目四一番二号 第二ムラカミビル六〇一号	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
大道 良幸	東京都千代田区一番町一五番地二七 フラッツ一番町三〇二号	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
手塚 斉	山梨県南アルプス市上八田六三七番地	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日
櫻林 裕之	山梨県韭崎市大草町上条東割一〇七八番地四	平成二十二年七月三十日～ 平成二十三年一月三十一日

その他

山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十二年七月二十九日

山梨県道路公社理事長 中澤 正徳

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車 一台

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十三年二月二十八日(月)

4 納入場所

山梨県道路公社富士山有料道路

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づき更生手続開始の申し立て、

又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県内に本店を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。

ア 山梨県の物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成十四年二月二十八日山梨県告示第六十四号)に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に記載されている者であること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、入札参加資格の審査申請を平成二十二年八月六日(金)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当へ行うこと。

イ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成十年四月一日)に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 この公告に示した物品等を確実に納入できることを証明した者であること。

5 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県道路公社理事長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 四〇〇 〇〇三一 山梨県甲府市丸の内二丁目十四番十三号

山梨県道路公社総務企画課総務担当 電話〇五五 一二六 三八三五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十二年八月五日(木)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十二年八月十一日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に持参により提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

実施日 平成二十二年八月二十七日(金) 午前十時

場所 山梨県道路公社本社

甲府市丸の内二丁目十四番十三号 ダイタビル二階会議室

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 入札保証金 免除

2 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否 要

4 違約金の有無 有
五 詳細は入札説明書による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番